

我孫子市長あて

児童手当 認定請求書

申請年月日 令和 年 月 日
申請理由 1. 出生 2. 市外転入 3. その他

請求者 フリガナ ②性別 男・女 ③生年月日 昭和 年 月 日 ④配偶者の有無 有・無
①氏名 ⑤個人番号
⑥住所 我孫子市 ⑦職業 1. 会社員 2. 公務員 3. 会社員でない者
1月1日時点住民登録市区町村 本年(市内・市外)市外の場合は右を記入⇒ 都道府県 市区町村 電話
前年(市内・市外)市外の場合は右を記入⇒ 都道府県 市区町村

配偶者等 フリガナ ⑨個人番号
⑧氏名 ⑩請求者の控除対象配偶者又は、同一生計配偶者の場合に○印 控除対象配偶者 同一生計配偶者
市記入欄 番号確認済( )
⑪生年月日 昭和 年 月 日 平成
⑫住所 □⑥と同じ ⑬職業 1. 会社員 2. 公務員(勤務先: ) 3. 会社員でない者
1月1日時点住民登録市区町村 本年(市内・市外)市外の場合は右を記入⇒ 都道府県 市区町村 電話
前年(市内・市外)市外の場合は右を記入⇒ 都道府県 市区町村

⑭支払希望金融機関 【銀行コード】金融機関名 【支店コード】支店名 口座名義人 口座番号(右詰め)
⑮児童の兄弟等 フリガナ 氏名 続柄 生年月日 同居・別居 海外留学の出国年月 監護相当の有無 生計費負担の有無 ※算定対象の場合に○印
(18歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

[注意] 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出を求める場合があります。子ども支援課で記載内容を確認し、後日ご案内します。
※監護している⑮児童の兄弟等と⑯児童の合計人数が3人以上の場合に限る。

Table with 10 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 同居・別居 海外留学の出国年月, 監護の有無, 生計関係, 3歳未満, 3歳以上, 第3子. Rows for children aged 18 and over.

請求者と児童が別居をしている場合の児童の住所
⑰加入している公的年金制度の種別 ア. 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教職員共済 ( ) 国家公務員共済(日本郵政共済含む) ( ) 地方公務員等共済 イ. 国民年金 ウ. その他 ( )
⑱所得の状況 令和 年分所得額(請求者) 円 (配偶者) 円

※ 太枠内を記入してください。
( ) (請求者・配偶者)1月1日時点国外在住 附票確認済
保留(不足書類)
健康保険証コピー 通帳又はカードのコピー 戸籍の附票(外国人の方の場合はパスポート)マイナンバーの分かるものコピー 本人確認書類のコピー その他( )

\*申請時に添付のない書類に○印を付けてください。

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。  
また、請求者が個人の場合は、本年及び前年1月1日時点の住民登録市区町村を下欄に記入してください。
- 3 ⑤の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑦、⑮、⑰及び⑱の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することを言います。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等を言います。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。⑫の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等の本年及び前年1月1日時点の住民登録市区町村を下欄に記入してください。
- 6 ⑮の欄は、⑮の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日後の最初の4月1日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 ⑮の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 8 ⑮の「生計費の負担の有無」の欄は、⑮の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 9 18歳に達する日後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑮の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 10 ⑮の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 11 児童が海外に留学している場合は、⑮の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 12 ⑮の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 13 ⑰の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。  
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、( )内にその年金の名称を記入してください。  
イ「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 14 ⑱の欄は、請求者及び配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年を言います。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額(所得税法に規定する給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限ります。))を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とします。)&公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
- 15 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの  
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類  
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)  
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
ク 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年を言います。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年を言います。)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書  
ケ ⑮の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類  
コ ⑮の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑮の欄に記載した子に係る、「監護相当・生計費の負担についての確認書」  
サ ⑮の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑮の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き4年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

我孫子市使用欄

審査	所得		児童手当法施行令第3条第1項による控除			その他控除				
	令和	年分所得の合計額	給与所得/年金所得控除	一律控除	雑損控除	医療費控除	小規模企業共済掛金控除等	障害者控除 障害者・特障人	寡婦・ひとり親・勤労学生控除額	
請求者	円	円	円	80,000円	円	円	円	円	円	円
配偶者	円	円	円	80,000円	円	円	円	円	円	円
認定・却下	認定・却下 年月日		支給開始月	区分	控除後の額		所得制限限度額	所得上限限度額		
	年 月 日		年 月	・児童手当・特例給付						
							手当月額	3歳未満	円	
								3歳以上	円	
								計	円	